

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部改正（案）への
ご意見に対する本市の考え方

○意見募集期間 2024年6月19日（水曜）～7月18日（木曜）

○ご意見数 3件

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	<p>条例により整備を求める駐車場区画の面積を小さくするという改正と理解しました。</p> <p>時代の変化により理解しつつも、現実問題として、身体障害や病気、子育てなどにより、駐車場が必要な世帯はまだ多いです。</p> <p>大型共有居住施設においても、駐車場の奪い合いです。</p> <p>医学的理由や、介護育児を理由とした世代が、駐車場を確保できる方策については、どのような方法を考えているのか教えて欲しいです。</p> <p>また、身体障害者等の駐車場区画が足りないことから、減少する面積はそのままでもいいですが、それとは別に、障害者等専用駐車場の面積は倍増を検討してください。</p> <p>駐車場があるかどうかで、家を探さなければならず、住環境や家賃は二の次の状況です。</p>	<p>「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」による駐車施設の確保に関する指導は、共同住宅又は長屋の建築に伴う自動車及び自転車その他の二輪車の放置による近隣の住環境の悪化の未然防止、健全で快適な住環境の保全・育成を目的として行っています。</p> <p>一方、ご指摘の点については、「福祉のまちづくり条例」において、特定施設（公益的施設、公共施設、共同住宅等）は、高齢者等（高齢者、障害者その他心身機能の低下した方、妊婦、乳幼児を同伴する方その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける方）が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない、とされており、その整備について必要な基準として、駐車場のほか敷地内の通路、廊下、階段、便所、浴室、居室等の基準が定められています。（共同住宅の場合、来客用の駐車場又は各区画の利用者を特定しない駐車場を設ける場合に、車椅子利用者利用駐車施設の設置が必要。）</p> <p>いただいたご意見については、「福祉のまちづくり条例」の担当部局にも共有させていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
2	<p>国道2号線の須磨駅～垂水駅間は、国道沿いの住宅地の中に入っていきける道路も駐車場も極めて貧弱なので、宅配便や商用トラックの荷下ろしが慢性的に路上駐車の形で行われており、それらを避けるために無理な車線変更が日常的に行われている。こういう場所は、荷下ろしのための広めの路側帯なり建物附属の来客用駐車場を確保すべきだと考えるが、このたびの改正はそれと真逆の方向なので危惧している。</p> <p>この沿線は、2024年11月のマリニピア神戸営業再開に伴い、兵庫県下で最悪の渋滞頻発地帯になることは火を見るより明らかである。何らかの対策を取るべきである。(具体的な場所は、須磨区須磨浦通2丁目～6丁目、垂水区塩屋町1丁目、垂水区平磯1丁目～2丁目・4丁目、垂水区海岸通)。</p> <p>以上述べたことは、神戸市、兵庫県、警察、国土交通省、民間事業者が共同して対処しなければならないので、大変だとは思いますが頑張ってください。</p>	<p>「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」による駐車施設の確保に関する指導は、共同住宅又は長屋の建築に伴う自動車及び自転車その他の二輪車の放置による近隣の住環境の悪化の未然防止、健全で快適な住環境の保全・育成を目的として行っています。</p> <p>今回の改正では居住者用の駐車施設の確保に加え、宅配便車両や、福祉車両による送迎、来客などのための一時駐車車両に対応する駐車施設（サービス用駐車施設）の設置を促すための基準を設けることとしています。</p> <p>なお、共同住宅、長屋以外の建築物については、「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」により、駐車場整備地区等において、一定規模以上の建築物に駐車施設の設置を義務付けています。</p> <p>神戸市では、大規模な小売店舗、一定規模以上の飲食店や観覧場といった集客施設の立地に際して、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」により、必要な対策を計画に反映していただくための手続きを定めています。</p> <p>また、大規模な小売店舗については、その立地により、交通渋滞や騒音など、周辺的生活環境に影響を及ぼす場合があることから、「大規模小売店舗立地法」により、住民等の意見も聞き、地域の実情に応じて、大型店の設置者に適切な配慮を求めるための手続きが定められています。</p> <p>いただいたご意見については、これらの制度の担当部局にも共有させていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
3	<p>大型二輪車の設置台数が、大型小型を含めた総設置台数の 2/10 以上となると記載がございます。</p> <p>これに伴い、大型二輪車の設置台数は大幅に増えることとなりますが、台数設定が過剰ではないかと考えております。</p> <p>当社の神戸市内の既存物件におきましても大型二輪車の設置台数に対する需要は、現状の設置台数を超えるものではございませんでした。</p> <p>また代替措置として、小型二輪車の台数に換算する規定もございますが、平面設置の条件がありますと、限られた敷地においては配棟が非常に難しくなります。</p> <p>平面駐輪を増やすよりも、緑化面積として活用する方が、まち並みや景観に良い影響を与えるのではないかと考えます。</p>	<p>今回の改正では、「自転車」と「二輪車」の区分を統合し、「二輪車」の区画サイズを大型と小型の 2 種類に整理することとしました。これにより、大型の区画すべてを子乗せ対応自転車用の駐車施設として利用することなども可能となります。</p> <p>「二輪車」の総設置台数は改正前と比べて減少する基準としており、台数設定が過剰とは考えていません。</p> <p>一方、二輪車の駐車施設すべてを平面式で設けた場合の必要面積が、改正前と同等になるよう、大型の台数を全体の 2/10 以上としていましたが、住戸のタイプや戸数によってはこれまでより厳しい基準になる場合もあることから、全体の 15/100 以上とします。</p> <p>平面化を誘導するため、平面式で設ける面積は増加しますが、需要に応じた駐車施設を設けることができるよう、小型二輪車の駐車施設を平面式で設ける場合はその台数に応じて自動車の基準を緩和する措置や、駐車施設間の振替を可能とする基準を設けます。</p> <p>需要に応じた適切な駐車施設を設けることが路上駐輪等を防止し、まちなみや景観に良い影響を与えるものと考えています。</p>